

6 誘導標示

■基本的な考え方■

出入口から公園全体の利用を標示する案内板等まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるように連続して誘導用ブロック等を設置する。

整備基準

6 誘導標示

- 1 道等へ通ずる各出入口のうち1以上の出入口から人又は5の項〔案内標示等〕に定める構造の案内標示等により視覚障害者に公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの園路等には、原則として線状ブロックを敷設すること。
- 2 人又は5の項〔案内標示等〕に定める構造の案内標示等により視覚障害者に公園全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所に近接する園路等の部分には、原則として点状ブロックを敷設すること。

整備基準の解説

- 整備の対象
視覚障害者に情報を提供できる案内標示を設けた場合には視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。